

特定非営利活動法人パーソナルコンピュータ利用技術学会 論文誌査読規程

(平成28年9月25日制定)

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人パーソナルコンピュータ利用技術学会が発行する論文誌に掲載する投稿原稿の査読について必要な事項を定める。この規程に定めのない事項については、論文誌投稿規程を準用する。

(査読者の選任)

第2条 査読者は、原則として論文誌編集委員（以下、「委員」という）から、投稿原稿の内容に応じた適任者を、論文誌編集委員長（以下、「委員長」という）が選任する。ただし、投稿原稿の執筆者に委員長が含まれる場合は、委員長が指名した委員が査読者を選任する。

2 査読者の数は、論文の場合は3名以上、論文以外の場合は1名以上とする。

3 第一項の規定に関わらず、委員長が必要と判断した場合は、査読者の半数以内に限って、委員以外の者を査読者に選任することができるものとする。

4 査読者については一切公表しない。

(査読者の責務)

第3条 査読者は、論文誌の権威を維持し、著者の権利を尊重する責任があり、厳正中立の立場を保持しなければならない。査読者は、査読依頼を受けた事実および査読中の投稿原稿の内容を、投稿原稿の査読に関係の無い第三者に漏らしてはならない。

(査読・審査)

第4条 査読者は、投稿原稿の種別に応じ、内容の独創性、新規性、有用性、信頼性、完成度ならびに題目、構成・表現の適切性の観点から、論文誌投稿規程に基づいて査読を行ない、その結果を委員長に報告する。

2 委員長は、査読報告を参考に、投稿原稿の「採録」、「条件付採録」、または「返戻」の判定を行ない、その結果を投稿者に通知する。査読の結果、投稿原稿の種別を変更した場合は、その旨を合わせて通知する。

(委任)

第5条 この規程の実施に必要な細則に関しては論文誌編集委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成28年9月25日から施行する。